

7 豊政財発第1号
令和7年4月1日

各 部 局 長 様

副 区 長 天 貝 勝 己

令和7年度予算の執行について（依命通達）

令和7年度予算は、「将来のまちの姿」を区民の皆様と共につくり上げた「豊島区基本構想・基本計画」の実現に向けて、第一歩を踏み出す予算である。

少子高齢化の進展や一層不透明さを増す社会経済状況のなか、直面する区民ニーズに的確に応えつつ、工事費や金利が上昇する局面においても「豊島区公共施設更新計画」に基づく区有施設の整備や市街地再開発事業など、継続的に多額の経費を要する投資事業を、着実に推進し続けることが求められている。

このため、予算編成にあたっては、既存事業をより効果の高い事業として再構築することを目的とした「事業見直し」の実施や、平成17年度以降20年間にわたって採用してきた「枠配分方式」の見直しを断行するなど、将来を見据えた持続可能な行財政運営の実現に向け、大きく舵を切っている。

令和7年度の予算執行にあたっては、まず、職員一人ひとりが基本構想や基本計画に記載された「理念」や「まちづくりの方向性」、担当する職務の施策方針などを十分に理解するよう、組織として共有を図られたい。

そのうえで、決められた予算を漫然と執行するのではなく、必要性・有効性・効率性などの観点から事業を再検証するとともに、DXの取組みなど、あらゆる手段を活用することで、最少の経費で効果を最大化するために、工夫を重ね、考え抜いた執行を徹底いただきたい。

貴職におかれては、以上を部局の全職員に対して改めて周知徹底し、同時に通知する予算執行方針に十分留意の上、基本構想・基本計画の実現に向けた第一歩となる事業展開を確実に達成できるよう万全を期していただきたい。

この旨、命により通達する。

令和 7 年 4 月 1 日

各 部 局 長 様

政策経営部長 山野邊 暢

令和 7 年度予算の執行方針等について

標記の件について、7 豊政財発第 1 号、副区長依命通達に基づき、下記のとおり通知します。

記

第 1 予算の執行方針

1. 全般的事項

- (1) すべての職員が、基本構想・基本計画に掲げた「3つの理念」や「7つのまちづくりの方向性」について理解を深めること。 そのうえで、公民連携の促進をはじめ、行政手続きのオンライン化、AI活用による定型業務の自動化など、DXによる業務改善を積極的に進め、最少の経費で最大の効果を得るための予算執行に努めること。
- (2) 「子どもレター」や「区民提案制度」、各種ミニブックを活用した区民への説明等を通じ、区民の声を傾聴し、直面する課題や区民ニーズに対し、対応の必要性を判断したうえで、必要な場合にはスピード感をもって適時適切に執行すること。
- (3) 全庁を挙げた「事業見直し」は、令和 6 年度から 3 年にわたり集中的に実施する。予算執行の段階においても、さらなる事業の適正化に向け、常に実施方法等に改善や見直しの余地がないか模索し、検討を繰り返すこと。
- (4) 今年度の「事業見直し」は、補助金の見直しを重点テーマとすることに伴い、補助金執行における意思決定時の決裁方法を変更する。詳細は別途発出する「令和 7 年度「事業見直し」にかかる補助金の決裁ルートについて（事務連絡）」を確認すること。
- (5) 内部統制の本格実施に伴い、区民から信頼される公正・公平な区政運営の実現に向けて、予算執行上の適正な事務処理はもとより、法令等に基づく適正な業務遂行を確実にできるよう組織体制を強化すること。
- (6) 予算の執行にあたっては、令和 7 年第 1 回定例会予算特別委員会における要望・意見、令和 6 年度各監査結果報告における指摘事項及び監査委員意見などに留意すること。

2. 歳入

- (1) 国・都支出金については、予算計上額を確実に確保することとし、必要な手続きを速やかに行い、早期に収納すること。
- (2) 新たな補助金等にかかる国、都からの通知等の情報については、必ず財政課に提供し、対象となる場合、確実に歳入を確保すること。
- (3) 特定財源に減収の可能性があるときは、速やかに財政課に協議するとともに、一般財源の負担額が増大しないよう支出抑制等の措置を講じること。

- (4) 事業実施にあたっては、状況の変化に応じ、受益者負担の原則を大きく逸脱することのないよう、料額の見直しや新たな手数料の創設など、受益と負担のあり方等を改めて検証すること。
- (5) 区が有する土地・建物等が区民の貴重な資産であることを再認識し、各課所管の土地・建物等の利活用状況を把握すること。そのうえで、平成 25 年 2 月に策定された「区有財産貸付の適正化に関する方針」の趣旨を踏まえ、未利用地等については、公平性を保ちながらも最大限の利益が得られるよう活用方法を検討すること。

3. 歳出

- (1) 歳入環境の悪化に備え、契約落差(差金)の他の経費への安易な流転用は、厳に慎み、必要な場合にも必ず財政課の承認を得ること。
- (2) 事業の着手にあたっては、漫然と前例踏襲に陥ることなく、民間の発想や A I ・ R P A 等先端技術の活用など、経済性、効率性を向上させるため、必ず複数の手法を検討したうえで実施方法を選択すること。
- (3) 予算執行においては、ペーパーレス化や作業効率化など、徹底して無駄を省き、あらゆる創意工夫のもと経費や時間の削減に取り組むこと。これらの取組みによる改善策等は、令和 7 年度の執行はもとより、令和 8 年度の予算編成にも反映させること。
- (4) 契約の方法等について、各種法令等を遵守するとともに、絶えず見直し、漫然とした執行に陥ることのないよう留意すること。
- (5) 契約落差あるいは経費の節減努力による不用額・財政効果については、十分把握し、後年度の事業執行や予算編成に反映させること。

第 2 歳入予算の所属決定及び歳出予算の配当

1. 予算事務規則第 17 条に基づく歳入予算の所属決定は、各部局が財務会計システムに入力した執行計画業務の「収入計画」のとおりとする。
2. 予算事務規則第 18 条に基づく歳出予算の配当は、次による。
 - (1) 配当額は、各部局が財務会計システムに入力した執行計画業務の「執行計画」のとおりとする。区立学校及び幼稚園については、教育委員会事務局の長に配当した配当額の一部を「予算の配付」として再配当する。
 - (2) 四半期ごとの配当予算は、「執行計画」における執行見込額とする。
 - (3) 職員手当等及び旅費については、各課からの執行委任に基づき処理する。予算差引簿には、四半期ごとの配当額を当該四半期開始月の 1 日付けで、それぞれ記載する。
3. 予算の執行にあたっては、支出負担行為手続規程第 3 条の規定に留意するとともに、支出負担行為の手続きの際、配当額に不足が生じる等「執行計画」を変更する必要があるときは、所定の手続きにより事前に承認を受けること。
4. 特別会計の予算配当は、これらの方針に準ずること。

第3 予算執行に伴う事前協議・流転用

1. 予算編成時に想定していなかった経費等については、予算の流転用等により安易に対応することは厳に慎み、必ず事前に財政課と協議すること。事前の協議なく、予算の流転用等を行った場合には、相当する額を翌年度以降の予算より差し引くなどの措置を求めるものとする。
2. 財政課への事前協議の手続きは、別途通知する「予算の流転用に伴う事前協議について」に基づき行うこと。なお、流転用に伴う事前協議を行うことなく発注等を行い、後追いで予算の流転用申請が出された場合は、基本的に承認しないものとする。
3. 予算の流転用については、事業内流用を事業間の流転用より優先すること。また、流転用により増額した予算に不用額が発生した際には、年度末を待つことなく、速やかに繰り戻し処理を行うこと。なお、流転用については必要最小限にとどめ、真にやむを得ないものに限定するよう留意すること。
4. 投資的経費や政策的経費、人件費については、原則、他の予算と区別して取り扱うため、流転用の是非や方法について財政課に確認すること。

第4 予算の執行管理

1. 事業の効果的な執行を期すため、年間の執行計画を十分に精査するとともに、状況の変化に伴う執行方針の変更等の必要性に十分留意すること。
2. 各部局長は、執行にあたって、常に配当額、支出負担行為額、執行額等を正確に捕捉し、執行管理を徹底すること。
3. 上記の状況については、必要に応じ、適宜財政課から報告を求めるものとする。

第5 その他留意事項

1. 区民活動支援事業補助金の予算額は、補助できる上限額であることから、執行に当たっては、団体からの実績報告書を確認し、適正に行うこと。
2. 外郭団体は安定的な経営状況を保ち続ける必要があることから、各団体の所管課においては日頃から密に情報交換の機会を設け、団体経営等の課題の早期把握、未然防止に努めること。課題が発見された場合には、政策経営部と連携しながら、適切な対策を講じること。
3. 5豊総総発第1106号「庁内文書のペーパーレス化の拡大について」や6豊政行発第150号「計画等のペーパーレス化推進について」などを踏まえ、庁内文書や各種冊子、計画等は原則ペーパーレスとし、紙資料の削減や事務効率の向上を図ること。また、カラーコピーは、外部会議等で真にやむを得ない場合を除き使用を控えること。
4. 物価高騰の影響が多岐にわたっていることから、光熱水費、事務事業実施に要する物品などについても極力節減を図ること。